明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三）　一

〔告　示〕
○移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（国家公安委・総務・国土交通一）　三
○特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する件（文部科学一四）　七
○平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（同一五）　一三七
○学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件（同一六）　一三一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三三
特殊法人等
弁理士登録関係　一四九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四九
会社その他
会社決算公告　一五〇

省令

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十七条及び第八十二条において準用する第五十九条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣　柴山　昌彦